

○一関工業高等専門学校入学試験委員会規則

(平成元年4月20日制定)

(設置)

第1条 一関工業高等専門学校運営組織規則(平成17年7月14日全部改正)第29条第2項の規定に基づき、一関工業高等専門学校学則第18条、第19条及び第46条に定める入学者選抜に関する事項を審議するため、一関工業高等専門学校入学試験委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の名号に掲げる事項を審議する。

- 一 入学者選抜の組織・運営及び方法等に関する事項
- 二 入学志願者の募集及び入学案内等に関する事項
- 三 入学志願者の推薦入学及び学力検査に関する事項
- 四 予備問題の作成に関する事項
- 五 調査書、推薦書及び面接に関する事項
- 六 試験場の設営に関する事項
- 七 合否判定のための基本方針に関する事項
- 八 合否判定に関する事項
- 九 その他入学者選抜に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の名号に掲げる者を委員として組織する。

- 一 校長
- 二 教務主事
- 三 学生主事
- 四 寮務主事
- 五 専攻科長
- 六 学科長
- 七 各系長及び各領域長
- 八 事務部長
- 九 学生課長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

2 委員長に事故ある場合は、教務主事はその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員長は、委員会を招集しその議長となる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要あると認める場合は委員以外の者を出席させ、その意見を求めることができる。

(専門部会)

第7条 委員会に必要なに応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会に必要な事項は別に定める。

(合格者の判定)

第8条 合格者の判定は、委員会が定めた基本方針に基づき、委員会が行う。

(報告)

第9条 委員長は、合格者の判定結果を教員会議に報告するものとする。

(事務)

第10条 委員会の事務は、学生課が行う。

附 則

この規則は、平成元年4月20日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則 (平成4年6月1日規則第14号)

この規則は、平成4年6月1日から施行する。

附 則 (平成18年5月18日規則第9号)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 一関工業高等専門学校専攻科入学者選抜の組織及び運営に関する規則は廃止する。

附 則 (平成19年4月27日規則第11号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日規則第90号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年5月15日規則第5号)

この規則は、平成20年5月15日から施行する。

附 則 (平成27年3月20日規則第24号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月2日規則第21号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月2日規則第10号）
この規則は、令和4年4月1日から施行する。